

## 吉見町小規模契約希望者登録について

### 【趣 旨】

この登録制度は、吉見町が発注する小規模な建設工事、修繕、委託業務、建設資材、物品納入等の契約のうち、入札参加資格審査申請（指名参加願）のない方で契約を希望する方を登録し、積極的に指名業者選定の際の対象とすることによって、町内業者の受注の機会を広げようとするものです。

### 【登録できる方】

個人にあっては住民票上の住所を、法人にあっては登記簿上の事業所（本店）を吉見町内に置き、指名参加願を提出していない方（適法な範囲で、希望業種・建設業許可の有無・経営組織・従業員数等は問いません。）

### 【登録できない方】

- 1 吉見町内に住所又は主たる事業所（本店）を置いていない方
- 2 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない方（特別の理由のある方を除く。）
- 3 競争入札参加資格審査申請（指名参加願）を提出している方
- 4 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有していない方
- 5 町税を滞納している方

### 【登録方法】

吉見町小規模契約希望者登録申請書(様式1号)に別表1に掲げる書類を添付し、政策財政課財務管理係に提出してください。また、提出方法については持参又は郵送とし、それぞれの詳細は以下の通りです。

○持参の場合 次の場所に持参してください。

⇒吉見町役場 政策財政課（2階3番窓口）

○郵送の場合 次の宛先に郵送してください。（受付期間中の消印有効）

⇒〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷4 1 1

吉見町役場 政策財政課 財務管理係

※郵送時における紛失等の責任は負いません。あらかじめご了承ください。

なお、登録した内容に変更が生じた場合には、速やかに吉見町小規模契約希望者変更届（様式2号）を提出してください。

### 【注意事項】

- 1 申請に際し、住民票上の住所（法人にあっては事業所の住所）および課税された町税の納税状況を調査しますので、あらかじめご了承ください。

- 2 この登録申請をした方は、「吉見町小規模契約希望者登録名簿」に登載し、吉見町が発注する小規模な契約の際に指名業者選定の対象となり得ますが、指名や契約を約束するものではありません。
- 3 この申請の定期受付は、西暦の偶数年の3月に行ないます。ただし、やむを得ず定期受付に申請できなかった場合は、定期受付後においても随時受け付けます。
- 4 登録の有効期間は定期受付の翌年度（4月1日）から2年間です。ただし、随時受付の場合は、受付日から受付日の属する定期受付の有効期限の末日までとします。
- 5 見積りに指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積り競争により、最も低価格の見積書を提出したものと契約することになります。なお、見積りに指名されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願いします。
- 6 契約を締結することとなった場合は、発注担当課の指示に従って必ず書面（契約書又は請書）により契約します。この場合の契約保証金は原則として免除します。
- 7 契約の履行は、吉見町契約規則、吉見町建設工事請負契約約款、その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行しなければなりません。なお、請負った契約は自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び町が認めた場合以外の下請はできませんので、希望業種の記載範囲は自ら施工（履行）できる業種を記載して下さい。
- 8 請負代金の支払は、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。なお、前払金・中間払金はありません。
- 9 契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は、決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。
- 10 この登録者名簿は、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

## 【申請書の書き方】

### 1 所在地又は住所

主たる事業所（本店）の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行なっている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。

### 2 商号又は名称

法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入してください。個人の場合は、通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は記入しないでください。

### 3 代表者役職名・氏名

役職名は法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。

代表者印は実印を押印してください。個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム印・三文判は使用しないでください。

### 4 法人番号（13桁）

国税庁から通知された社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における法人番号を記入してください。（個人の場合は記載不要）

### 5 希望業種

希望する業種を具体的にわかりやすく記入してください。ただし、その業種を履行するにあたって法的な許可・免許・登録等を要する場合は、その名称を記入し、証明書の写しを添付してください。

#### <希望業種の記入例>

ブロック積工事、大工工事、左官工事、足場工事、塗装工事、造園工事、外壁吹付、土留め工事、ネットフェンス設置工事、水道設備工事、畳製造・修繕、ふすま工事、ガラス工事、内装工事、家電製品販売、スポーツ用品販売、金物・雑貨販売、文房具販売、生花販売 等

※ここに記載した業種は一例です。業種の書き方は問いません。

〈申請書の提出先・問い合わせ先〉

吉見町役場 政策財政課 財務管理係  
TEL 54-1516（直通）

様式1号

吉見町小規模契約希望者登録申請書

平成 年 月 日

吉 見 町 長 様

平成 年度 吉見町が発注する小規模契約に関し、登録くださるよう申請します。

また、申請に際し、吉見町小規模契約希望者登録要領第2条及び3条で必要とする情報について調査・確認することに同意します。

所在地又は住所	〒355- 吉見町						
フリガナ 商号又は名称							
フリガナ 代表者役職名・氏名	(印)						
法人番号(13桁)							※個人の場合は記入不要
電話番号				FAX番号			

注1 印鑑は見積書及び契約書等に使用するものです。

注2 法人の場合は代表取締役印(登記印)を、個人事業主の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム印や三文判は使用しないでください。

希 望 業 種

登録希望業種	内 容	許可・免許を有する場合 その種類・名称等

注3 希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できます。

別表 1

申請の区分 添付書類	建設工事請負	建設資材納入	設計・調査・測量	土木施設維持管理	物 品	そ の 他
建設業許可証の写し（許可を受けている者）	○					
登録証明書の写し			○			
営業に必要な登録、免許又は許可等証明書の写し					○	○
代理店又は特約店等の証明書の写し					○	○

【吉見町小規模契約希望者登録要領第 2 条及び 3 条 抜粋】

（登録できる者）

第 2 条 個人にあつては住民票上の住所を、法人にあつては登記簿上の本店所在地（以下「主たる事業所」という。）を吉見町内に置く者とし、適法の範囲内において希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。

（登録できない者）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

- 一 吉見町内に住所又は主たる事業所を置かない者
- 二 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）
- 三 吉見町建設工事請負等競争入札参加者に関する要綱及び吉見町物品その他等競争入札参加者に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく申請書を提出し、既に資格者名簿に登載されている者
- 四 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- 五 町税を滞納している者

様式2号

吉見町小規模契約希望者変更届

平成 年 月 日

吉見町長様

〒355-

所在地又は住所 吉見町

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

平成\_\_\_\_・\_\_\_\_年度 吉見町小規模契約希望者登録に関し、下記のとおり変更があるので届け出ます。

また、申請に際し、吉見町小規模契約希望者登録要領第2条及び3条で必要とする情報について調査・確認することに同意します。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

受付番号		届出事務担当者	
電話番号	—	FAX番号	—

【吉見町小規模契約希望者登録要領第2条及び3条 抜粋】

(登録できる者)

第2条 個人にあつては住民票上の住所を、法人にあつては登記簿上の本店所在地（以下「主たる事業所」という。）を吉見町内に置く者とし、適法の範囲内において希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。

(登録できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

- 一 吉見町内に住所又は主たる事業所を置かない者
- 二 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）
- 三 吉見町建設工事請負等競争入札参加者に関する要綱及び吉見町物品その他等競争入札参加者に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく申請書を提出し、既に資格者名簿に登録されている者
- 四 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- 五 町税を滞納している者